

# 各コースのご案内

- 1 「積立年金保険」退職時のコース選択について P.1
- 2 コース選択の内容について P.1~3
- 3 今後のスケジュールについて P.4
- 4 具体的な選択コースについて P.5~10
- 5 手続き方法について(記入例) P.11~14
- 6 受取年金額計算シート P.15~16
- 7 よくあるお問い合わせ P.17~18
- 8 ご参考(昨年のコース選択状況) 裏表紙

## 【注意事項】

- ・61歳以降も積立年金保険を継続される方はお手続き不要です。
- ・コース選択手続後の変更はできません。
- ・コース等決定の際は、二次元コードよりコース選択に関する動画をご覧ください。だき十分ご検討ください。



税務上の取扱いの詳細については法令上お答えできませんので、最寄りの税務署等にお問い合わせください。

当資料に記載の「年金保険コース」に関する数値は予定利率年1.25%に基づき計算しておりますが、予定利率は変動(増減)する可能性があり、年金保険成立日時点の予定利率で確定します。年金の受給開始時期を据置いた場合等は、据置期間中に予定利率が変更される場合もありますのでご留意ください。

なお、予定利率に基づく年金額の確定期は以下の通りです。

- |                    |   |                                      |
|--------------------|---|--------------------------------------|
| 年金の受給開始時期を据置きしない場合 | … | 年金保険成立日の予定利率<br>※令和7年3月末退職者は令和7年7月1日 |
| 年金の受給開始時期を据置きする場合  | … | 年金受給月前月の第2日曜日時点の予定利率                 |

# 1 「積立年金保険」退職時のコース選択について

積立年金保険は、加入者のニーズに応じ、退職後の受取方法などを選択（コース選択）することができます。  
ただし、加入されている型（従来型、個人年金型）、保険成立時点の積立金額および年齢によって選択できるコースの内容、受取方法等が異なる場合があります。  
また、ご希望される内容によって、手続き方法、必要書類等が異なります。  
詳しくは、以降の記載内容をご確認ください。

コース選択の内容は「②コース選択の内容について」で案内しております。「従来型」はコースを組み合わせて選択することもできます。なお、コース選択手続完了後はコース変更ができません。

# 2 コース選択の内容について

## コース選択時のポイント

毎年退職される方からよく聞く声です。  
コース選択時の内容を検討する際の参考としてください。

よくあるお声の例	選択例
今後の生活資金が不安。現在積立てられた資金を、今後の生活資金として長期間にわたり受け取ることができるようにしたい。	・年金保険コース ・確定年金
公的年金を受け取ることができる65歳まで積立金を運用し、公的年金と同時に受け取ることができるようにしたい。（退職年齢60歳かつ60歳手続きの場合）	・年金保険コース ・65歳まで5年据置
今後の資金として年金形式で受取を希望したいが、在職中に十分な積立ができなかったため、月々の受取金額が少なくなることが不安だ。	・年金保険コース ・退職時一時払積立
退職を機会に保険を見直して、現在の積立額を病気・ケガの保障に必要な保険料として充当したい。	・医療保険コース
住宅ローン等の返済に大きな資金が必要。積立額を返済等に当てたい。	・一時金受取

※裏表紙に昨年度のコース選択状況の記載がございますので、参考にしてください。

## 従来型の選択内容

**従来型**  
積立金の受取方法は次の3種類から選択できます。

受取方法	概要
年金保険コース (詳細はP5～P8)	積立金を年金として一定期間受け取ることができるコース ※ただし、月当たりの年金金額が1万円以上となる積立残高が必要。不足する場合は、「退職時一時払積立」で対応できます。(P7参照) ・受取回数 年4回(3、6、9、12月) ・受取期間 「確定年金(10年、15年又は20年)」又は「10年保証期間付終身年金」 ・受取型 「定額型」又は「逡増型」(初年度の年金受取額に対して5%ずつ増)
医療保険コース (詳細はP9・P10)	積立金を医療保険の保険料に充当するコース 充当後の残金を年金又は一時金で受け取ることもできます。
一時金受取	積立金を退職後に一括して受け取る。 ・受取時期 「退職月から2か月後」又は「決算後」(8月中旬)のどちらかを選択できる。

希望する受取方法をイメージできましたら、P2のフローチャートにより必要な手続き等を確認し、「退職者用積立年金保険給付金請求書」に希望する内容を記入してください。

# <フローチャート>

## 積立金をどのように受け取りたいと考えていますか？

- 年金保険コース
- 医療保険コース
- 一時金受取

P5を参考に年金の種類を決めてください。

- 10年確定年金    15年確定年金
- 20年確定年金    10年保証期間付終身年金

- ・積立金額を医療保険に充当。
- ・医療保険加入には、明治安田またはフコク生命いずれかを選択できます。また、健康告知がそれぞれ必要です。
- ・給付金請求書従来型のEに チェックをいただき、各区の福利係へ提出ください。改めて医療保険への加入をご案内します。

一時金受取になりますので、P12の記入例へ進んでください。

P5を参考に年金の受取型を決めてください。

- 定額型    逓増型

あなたの積立金額（みんなのMYポータル等で積立残高を確認してください。）と上記で選択した年金の種類・受取型に応じた年金設定金額（下表参照）を比較し、どちらが上回っているかを確認してください。

年金設定金額表		年金の種類				
		10年確定	15年確定	20年確定	10年終身*	
					男性	女性
受取型	定額型	約115万円	約167万円	約216万円	約240万円	約276万円
	逓増型	約140万円	約223万円	約313万円	約321万円	約374万円

※60歳年金受取開始の場合

積立金額が上回っている

年金設定金額が上回っている

退職時一時払積立をしますか？  
 する場合は、P7を参考にしてください。

する    しない

積立金額が足りていないため、年金保険コースを選択できません。  
 選択する場合は、一時払積立が必要になります。  
 退職時一時払積立をしますか？

する    しない

P8を参考に据置期間を決め、  
 P13の記入例へ進んでください。

P8を参考に据置期間を決め、  
 P14の記入例へ進んでください。

積立金額と一時払積立の合計金額が上記で選択した年金の種類・受取型での設定金額を上回る金額設定が必要です。P7を参考に一時払積立の金額を決めてください。



# 個人年金型の選択内容

## 個人年金型

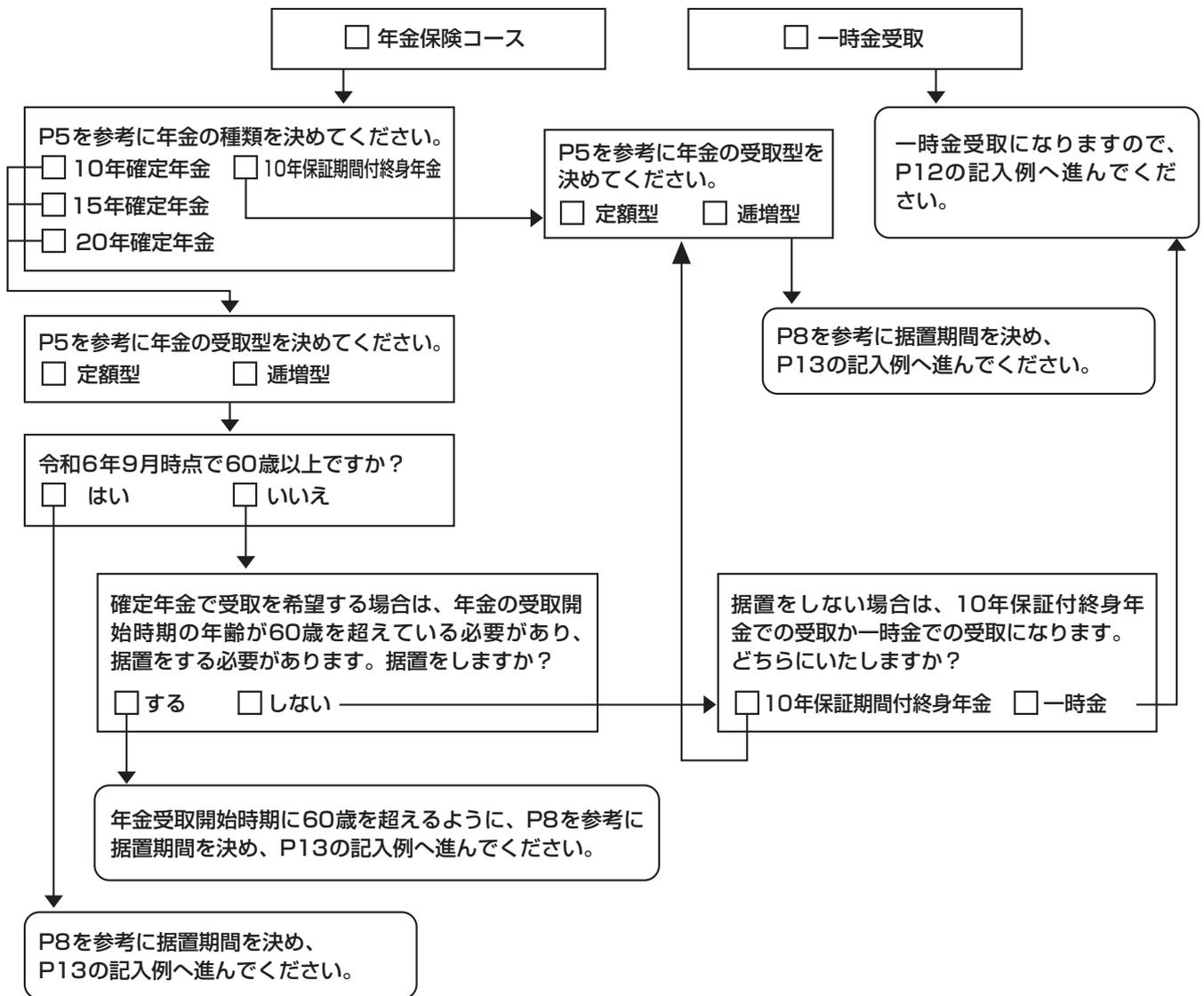
積立金の受取方法は次の2種類から選択できます。

受取方法	概要
年金保険コース (詳細はP5~P8)	年金の受取回数・受取期間・受取型は「従来型」P1と同じ。 受取開始時期 満60歳以上（終身年金は満50歳以上） ※少額年金（月当たりの年金額が1万円未満）の設定が選択できる。
一時金受取	積立金を退職後に一括して受け取る。 ・受取時期 「退職月から2か月後」のみ

希望する受取方法をイメージできましたら、下記のフローチャートにより必要な手続き等を確認し、「退職者用積立年金保険給付金請求書」に希望する内容を記入してください。

### <フローチャート>

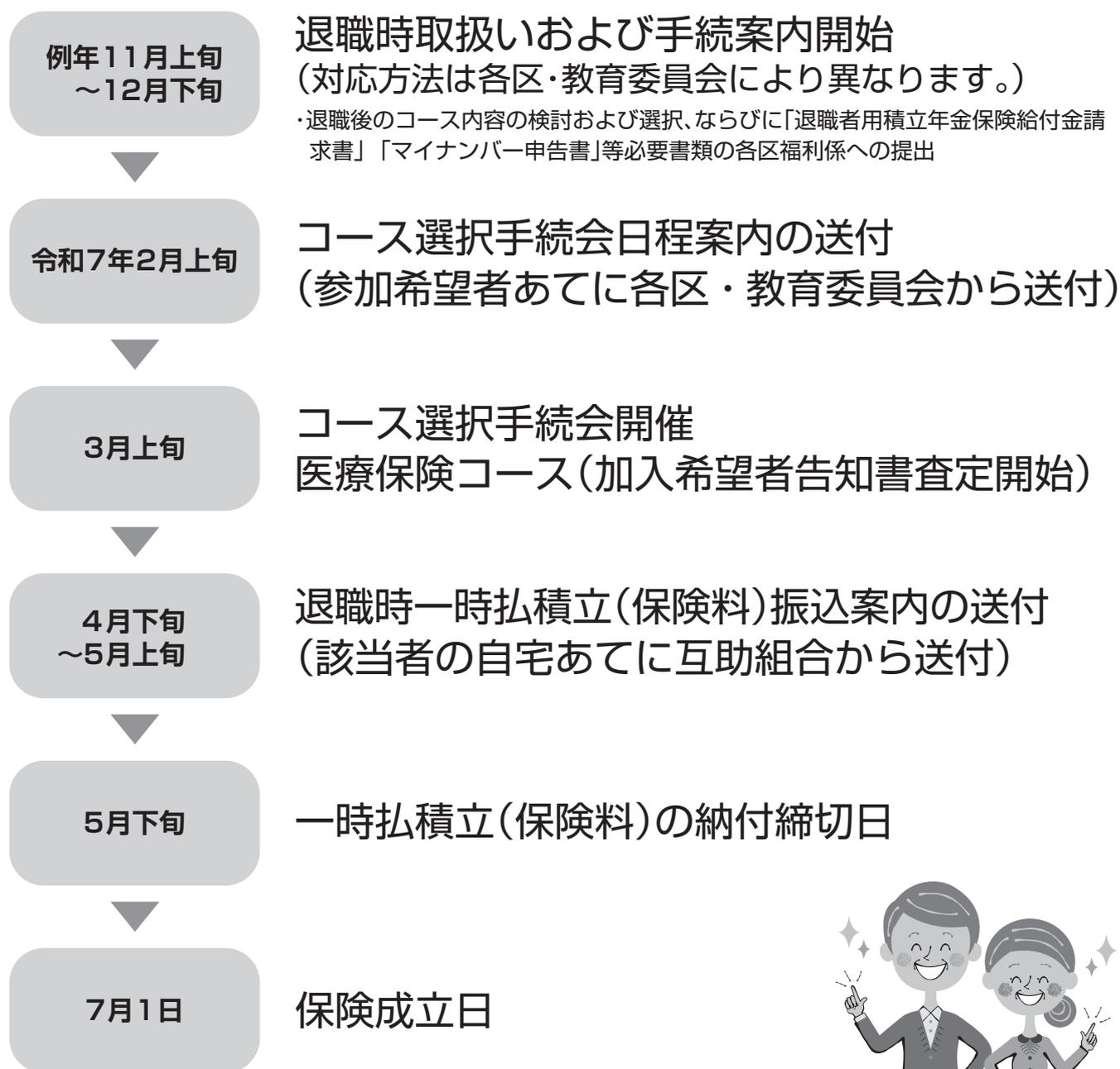
積立金をどのように受け取りたいと考えていますか？



※積立期間が10年に満たない場合は、一時金での受取りのみとなります。

※年金保険コースを希望しない方は、一時金での受取りとなります。

### 3 今後のスケジュールについて(令和7年7月1日の成立の場合)



#### 契約書類の送付について(保険会社からご自宅へ送付されます。) ※国外への送付は行いません。

●年金保険コース選択者		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給者(即時受給の場合) ……………</li> <li>・据置希望者(据置期間中) ……………</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金証書 (1回限り)</li> <li>年金のしおり(1回限り)</li> <li>送金通知 (年4回)</li> <li>支払証明書(年金受給期間)</li> <li>据置年金のご通知(年1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月中旬～8月下旬</li> <li>7月中旬～8月下旬</li> <li>9月・12月・3月・6月</li> <li>1月中旬</li> <li>初年度：7月中旬～8月下旬</li> <li>2年目以降：9月下旬</li> </ul>
●一時金選択者、医療保険コース選択者		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時金選択者 ……………</li> <li>・医療保険コース選択者 ……………</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送金通知(1回限り)</li> <li>保険証券(1回限り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時金の送金時</li> <li>7月中旬～8月下旬</li> <li>(保険成立日後2か月以内)</li> </ul>

※積立金の一部を一時金で受け取る場合は、お支払い時期は8月中旬となります。  
 ※医療保険コースの保険証券は保険会社によって送付時期が異なりますので、手続き時にご確認ください。

## 4 具体的な選択コースについて

# 年金保険コース

〈拠出型企業年金保険〉

## 年金の特徴

<b>確定年金</b> (10年・15年・20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者本人の生死に関係なく、所定の期間(10年確定年金の場合は10年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金がお支払いされるものです。期間の途中で亡くなられたときは、残余保証期間は遺族の方に同額の年金がお支払いされるか、年金にかえて未払年金現価を一括でお支払いされます。</li> <li>年金受給中に脱退の申出があった場合、残余保証期間分の未払年金現価を一括でお支払いします。</li> </ul>
<b>10年保証期間付終身年金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の受給を開始してから10年間は、加入者本人の生死に関係なく基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金がお支払いされ、10年経過後は、加入者本人が生存している限り年金がお支払いされます。</li> <li>10年間の保証期間の途中で亡くなられたときは、残余保証期間は遺族の方に同額の年金がお支払いされます。</li> <li>年金受給開始後に、脱退の申出があった場合、残余保証期間の未払年金現価を一括でお支払いします。</li> <li>保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。</li> <li>保証期間終了後、加入者本人の生存確認ができていない限り再び年金のお支払いが再開されます。ただし、一時金のお取扱いはできません。</li> </ul>

●年金保険は次の中から選択できます。(記載の数値は年金原資1,000万円の例です。)

年金の型 年金の種類	定額型	逓増型
	基本年金額が受給期間中一定です。	基本年金額が受給期間中、毎年年初年度の年金受取額に対して5%ずつ増えていきます。(前年度の受取額に対して5%逓増することではありません。)
10年確定年金	<p>10年間の年金受取総額約1,052万円 年平均年金受取額約105万円</p>	<p>10年間の年金受取総額約1,056万円 年平均年金受取額約105万円</p>
15年確定年金	<p>15年間の年金受取総額約1,084万円 年平均年金受取額約72万円</p>	<p>15年間の年金受取総額約1,094万円 年平均年金受取額約72万円</p>
20年確定年金	<p>20年間の年金受取総額約1,117万円 年平均年金受取額約55万円</p>	<p>20年間の年金受取総額約1,133万円 年平均年金受取額約56万円</p>
10年保証期間付終身年金	<p>(20年間の受取総額は本人が生存していた場合に限りです)</p> <p>年金受給開始年齢 60歳男性の例 ( )内数値は女性の場合</p> <p>10年間の年金受取総額約502万円 (435)      20年間の年金受取総額約1,004万円 (871)</p> <p>10年間の年平均年金受取額約50万円 (43)</p> <p>保証期間(10年)</p>	<p>(20年間の受取総額は本人が生存していた場合に限りです)</p> <p>年金受給開始年齢 60歳男性の例 ( )内数値は女性の場合</p> <p>10年間の年金受取総額約459万円 (394)      20年間の年金受取総額約1,002万円 (860)</p> <p>10年間の年平均年金受取額約45万円 (39)</p> <p>保証期間(10年)</p> <p>※10年目以降は増加せず一定額となります。</p>

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のための保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

## 年金の受取人

年金の受取人は被保険者本人(加入組合員本人)です。

受給年金額は収入金額に該当します。関連する各種社会保障制度や法令については該当する機関へお問合せください。

※年金受給開始後は年金の種類を変更できませんのでご注意ください。

# 年金の受給開始時期

<b>即時受給</b>	積立金の据置期間を設けず、契約成立後すぐに年金の受給が開始されます。 (3月末退職者の場合は9月から、年4回)	(例 10年確定年金) 
<b>据置受給</b>	積立金を加入者が希望する期間(1年以上10年以内)据え置いて運用し、その期間が経過した後に年金の受給が開始されます。(据置期間中に配当金が生じた場合は積立金に加算されます。)年金の支給開始は、据置期間後の9月からです。10年据置のみ6月開始となります。 <b>【据置期間中の取扱いについて】</b> ・据置期間中は保険料の払込み、払出し(減口)はできません。 ・申出により据置期間の変更が可能です。	(例 3年据置10年確定年金) 

# 年金保険の取扱要領

	<b>従来型</b>	<b>個人年金型</b>																						
<b>年金の受給開始年齢</b>	確定年金：50歳以上 終身年金：50歳以上	確定年金：60歳以上 終身年金：50歳以上 ・60歳未満の方が確定年金を選択した場合は、60歳まで据置になります。 ※60歳とは初回の年金受給日(3月末退職の場合は原則9月15日)現在の満年齢のことを指します。																						
<b>年金種類の選択に必要な積立金の額</b>	・年金種類を選択するためには、次の積立金額以上でご加入ください。初回に受取る年金月額が1万円以上となる年金原資が必要です。																							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>型</th> <th>定額型</th> <th>逓増型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年確定年金</td> <td></td> <td>1,140,330円</td> <td>1,391,070円</td> </tr> <tr> <td>15年確定年金</td> <td></td> <td>1,659,530円</td> <td>2,221,130円</td> </tr> <tr> <td>20年確定年金</td> <td></td> <td>2,147,450円</td> <td>3,123,190円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10年保証期間付終身年金 (60歳年金受取開始)</td> <td>男性</td> <td>2,389,280円</td> <td>3,202,050円</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>2,753,130円</td> <td>3,729,630円</td> </tr> </tbody> </table> 記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定することはありません。		種類	型	定額型	逓増型	10年確定年金		1,140,330円	1,391,070円	15年確定年金		1,659,530円	2,221,130円	20年確定年金		2,147,450円	3,123,190円	10年保証期間付終身年金 (60歳年金受取開始)	男性	2,389,280円	3,202,050円	女性	2,753,130円
種類	型	定額型	逓増型																					
10年確定年金		1,140,330円	1,391,070円																					
15年確定年金		1,659,530円	2,221,130円																					
20年確定年金		2,147,450円	3,123,190円																					
10年保証期間付終身年金 (60歳年金受取開始)	男性	2,389,280円	3,202,050円																					
	女性	2,753,130円	3,729,630円																					
<b>年金の受給月</b>	・年4回に分けて3か月分ずつ給付されます。受給月は毎年3月、6月、9月および12月の各月15日(15日が金融機関休業日の場合は翌営業日)です。 (給付時に送金通知書を送付いたします。従来型と個人年金型別々に発送するため、到着時期が異なる場合があります。)																							
<b>送金先について</b>	・送金先は金融機関の普通(総合)口座をご指定ください。貯蓄口座等はお利用になれません。																							
<b>加入者が死亡したとき</b>	・確定年金の場合、加入者本人の死亡後も、残余保証期間は加入者の遺族(①配偶者、②子、③養父母、④実父母、⑤孫、⑥祖父母(②子～⑥祖父母は同一生計者が上位)、⑦兄弟姉妹(同一生計者が上位)の順で、引き続き年金が支払われます。 ・10年保証期間付終身年金の場合、10年経過後に死亡された時から年金支払いはなくなり、10年経過前に死亡した時は、残余保証期間中、加入者の遺族に引き続き年金が支払われます。 ・遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。 ・据置期間中に加入者が死亡した場合、据置は停止となり、積立金は遺族の希望により年金もしくは一時金で支払われます。																							
<b>年金証書</b>	・保険会社からご自宅に送付いたします。(3月末退職の場合、7月中旬～8月下旬送付) ・据置をご選択の場合は、年金受給開始月に送付いたします。ただし、据置期間中の初年度は7月中旬～8月下旬、2年目以降は9月下旬に「据置年金のご通知」を送付いたします。 ・「年金証書」および「据置年金のご通知」は、従来型と個人年金型別々に発送するため、到着時期が異なる場合があります。																							
<b>税務の取扱い</b>	・加入者本人が毎年受け取る年金は、雑所得として課税されます。 $\text{雑所得の課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$ (初年度の課税対象額の計算例 10年確定年金(定額型)[次頁の試算表より]) 年金原資 1,000万円 うち払込保険料累計額 900万円 (在職中積立分+退職時積増分) 900万円 うち利息相当額 100万円 $1,052,320円 - 1,052,320円 \times \left( \frac{9,000,000円}{10,523,200円} \right) = 147,324円$ (小数点第3位切り上げ) 雑所得課税対象額が25万円以上のときは、課税対象額に対して10.21%が源泉徴収されます。 ・一時金で受け取る場合 脱退一時金は、一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 $\text{一時所得の課税対象額} = (\text{脱退一時金額} - \text{払込保険料合計額} - 50万円) \times \frac{1}{2}$ (他に一時所得がない場合) *所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。																							
<b>年金請求についての問合せ</b>	引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)までお問合せください。																							
<b>引受生命保険会社について (令和6年9月現在)</b>	(1)積立期間中および据置期間中の引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)、住友生命、第一生命、日本生命、フコク生命 (2)年金受給後の引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)、住友生命、第一生命、日本生命 この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。相互会社においては、ご契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。																							

# 退職時一時払積立について

※積立時（払込時）に発生する銀行の振込手数料はご本人負担です。

<b>従 来 型</b>	<p>コース選択時に退職時一時払積立の手続きを行うことができます。 退職時一時払の積立限度額は、次の①②のいずれか低い金額になります。</p> <p>①退職時点の積立金額 ②2,000万円</p> <p>ただし、コース選択の成立日が7月1日（3月末退職者の成立日は7月1日です。）に限り、2,000万円を上限として一時払積立が行えます。 ※一時払積立の保険料には約1.3%の保険事務費が含まれます。積立額を決める際はご注意ください。</p> <p>※書類提出後の一時払積立金額の変更はできません。 ※在職時一時払積立とは異なります。 退職時一時払積立を選択された方には別途振込のご案内を互助組合から送付します。</p>
<b>個人年金型</b>	退職時一時払積立は実施していません。

## 年金保険給付額試算表（従来型、個人年金型共通）

年金原資が1,000万円の例です。（500万円…1,500万円の場合は、表中の数値を0.5倍…1.5倍としてください。）

※基本年金年額は、年金受給開始時から以後の支払いが約束された年金額です。

※この表は、据置期間を設けない即時受給の例です。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します

（記載金額は控除後です。）

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

	定 額 型 （基本年金の額が 受給期間を通じ一定）				逡 増 型 （基本年金の額が受給期間 を通じ初年度年金額に対 して5%ずつ増加していく）			
	経過 年数	基本年金年額 (受取額)	受取額累計	月 平 均 年金受取額	経過 年数	基本年金年額 (受取額)	受取額累計	月 平 均 年金受取額
<b>10 年 確 定 年 金</b>	1 年 約	1,052,320円 約	1,052,320円 約	87,693円 約	1 年 約	862,640円 約	862,640円 約	71,886円 約
	3	1,052,320	3,156,960	87,693	3	948,900	2,717,310	79,075
	5	1,052,320	5,261,600	87,693	5	1,035,170	4,744,520	86,264
	7	1,052,320	7,366,240	87,693	7	1,121,430	6,944,250	93,452
	9	1,052,320	9,470,880	87,693	9	1,207,700	9,316,510	100,641
	10	1,052,320	10,523,200	87,693	10	1,250,830	10,567,340	104,235
	合計	10,523,200		平均87,693	合計	10,567,340		平均 88,061
<b>15 年 確 定 年 金</b>	1 年 約	723,090円 約	723,090円 約	60,257円 約	1 年 約	540,260円 約	540,260円 約	45,021円 約
	3	723,090	2,169,270	60,257	3	594,290	1,701,820	49,524
	5	723,090	3,615,450	60,257	5	648,310	2,971,430	54,025
	7	723,090	5,061,630	60,257	7	702,340	4,349,100	58,528
	9	723,090	6,507,810	60,257	9	756,370	5,834,820	63,030
	11	723,090	7,953,990	60,257	11	810,390	7,428,590	67,532
	13	723,090	9,400,170	60,257	13	864,420	9,130,410	72,035
	14	723,090	10,123,260	60,257	14	891,430	10,021,840	74,285
	15	723,090	10,846,350	60,257	15	918,440	10,940,280	76,536
合計	10,846,350		平均60,257	合計	10,940,280		平均60,779	
<b>20 年 確 定 年 金</b>	1 年 約	558,800円 約	558,800円 約	46,566円 約	1 年 約	384,220円 約	384,220円 約	32,018円 約
	5	558,800	2,794,000	46,566	5	461,070	2,113,230	38,422
	10	558,800	5,588,000	46,566	10	557,130	4,706,740	46,427
	15	558,800	8,382,000	46,566	15	653,180	7,780,540	54,431
	18	558,800	10,058,400	46,566	18	710,820	9,855,360	59,235
	19	558,800	10,617,200	46,566	19	730,030	10,585,390	60,835
	20	558,800	11,176,000	46,566	20	749,240	11,334,630	62,436
	合計	11,176,000		平均46,566	合計	11,334,630		平均47,227

10年保証期間付終身年金	定額型 (基本年金の額が受給期間を通じ一定)				逦増型 (基本年金の額が受給期間を通じ初年度年金額に対して5%ずつ増加していく)			
	男性(60歳年金受給開始)				男性(60歳年金受給開始)			
	経過年数	基本年金年額(受取額)	受取額累計	月平均年金受取額	経過年数	基本年金年額(受取額)	受取額累計	月平均年金受取額
	1年	約 502,240円	約 502,240円	約 41,853円	1年	約 374,760円	約 374,760円	約 31,230円
	3	502,240	1,506,720	41,853	3	412,230	1,180,480	34,352
	5	502,240	2,511,200	41,853	5	449,710	2,061,160	37,475
	7	502,240	3,515,680	41,853	7	487,180	3,016,790	40,598
	9	502,240	4,520,160	41,853	9	524,660	4,047,370	43,721
	10	502,240	5,022,400	41,853	10	543,400	4,590,770	45,283
	15	502,240	7,533,600	41,853	15	543,400	7,307,770	45,283
	20	502,240	10,044,800	41,853	20	543,400	10,024,770	45,283
	25	502,240	12,556,000	41,853	25	543,400	12,741,770	45,283
	30	502,240	15,067,200	41,853	30	543,400	15,458,770	45,283
	女性(60歳年金受給開始)				女性(60歳年金受給開始)			
	1年	約 435,860円	約 435,860円	約 36,321円	1年	約 321,740円	約 321,740円	約 26,811円
	3	435,860	1,307,580	36,321	3	353,910	1,013,480	29,492
	5	435,860	2,179,300	36,321	5	386,090	1,769,570	32,174
	7	435,860	3,051,020	36,321	7	418,260	2,590,010	34,855
	9	435,860	3,922,740	36,321	9	450,440	3,474,800	37,536
	10	435,860	4,358,600	36,321	10	466,520	3,941,320	38,876
	15	435,860	6,537,900	36,321	15	466,520	6,273,920	38,876
	20	435,860	8,717,200	36,321	20	466,520	8,606,520	38,876
	25	435,860	10,896,500	36,321	25	466,520	10,939,120	38,876
	30	435,860	13,075,800	36,321	30	466,520	13,271,720	38,876

※10年保証期間付終身年金は、10年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り受取ることができます。

## 据置受給

据置期間経過後の積立金総額表(充当する保険料が1,000万円の例)

従来型	据置期間	積立金総額	据置期間	積立金総額	個人年金型	据置期間	積立金総額	据置期間	積立金総額
	1年	約10,114,000円	6年	約10,705,000円		1年	約10,113,000円	6年	約10,699,000円
2	10,229,000	7	10,828,000	2	10,227,000	7	10,821,000		
3	10,346,000	8	10,952,000	3	10,343,000	8	10,944,000		
4	10,464,000	9	11,077,000	4	10,460,000	9	11,069,000		
5	10,584,000	10	11,203,000	5	10,579,000	10	11,195,000		

※上表は予定利率年1.25%で計算しています。今後変動することがあります。  
 ※充当する保険料が500万円…1,500万円の場合は、この表を0.5倍…1.5倍としてください。  
 ※据置受給の年金受取総額は、上記の「積立金総額」をもとに、左記および上記即時受給との比例計算により求めてください。

## 年金保険コースの記載数値について

### 1 積立期間中(据置を含みます。)

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
 記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。  
 給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
 (1)年間保険料(従来型50億円、個人型27億円)を常に維持していること。  
 (2)加入者全員の保険料が毎月月末に入金されたものであること。  
 (3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(令和6年9月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。  
 なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。  
 記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の逦増に充当されます。  
 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

### 2 年金受給中

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
 記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。  
 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の逦増のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。  
 なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

# 明治安田の医療保険コース

明治安田またはフコク生命いずれかの選択となります

引受保険会社：  
明治安田生命保険相互会社

<代理請求特約[Y]付無配当医療保険>

## 特長

- 病気やケガによる入院・手術等を総合的に保障する医療保険です。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
- 入院給付金日額は、2,000円・3,000円・4,000円・5,000円から選択が可能です。

## 給付内容

【保険契約の型】A型 【入院給付金の型】2-124日型 【加入対象区分】本人および配偶者  
【入院給付金日額】2,000円・3,000円・4,000円・5,000円

災害入院給付金	○ケガで 継続して2日以上入院のとき	(入院給付金日額) × 入院日数
疾病入院給付金	○病気で 継続して2日以上入院のとき	(入院給付金日額) × 入院日数
集中治療給付金	○ケガや病気で所定の 集中治療室管理を受けられたとき	(入院給付金日額) × 集中治療室管理日数
手術給付金	○ケガや病気で 所定の手術を受けられたとき	(入院給付金日額) × (手術の種類に応じて 5・10・20・40)
手術後療養給付金	○給付倍率40倍の手術給付金の支払 られる手術を受け、手術の日から継続し て30日以上入院のとき	1回の手術につき (入院給付金日額) × 10
死亡・高度障害保険金	○死亡・高度障害のとき	(入院給付金日額) × 100

## 支払事例 <入院給付金日額5,000円の場合>

### ■胃がんで20日間継続して入院し、手術(食道離断術:給付倍率40倍)を受け、その後死亡した場合

- ・疾病入院給付金  
日額5,000円 × 20日間 = 100,000円
- ・手術給付金  
日額5,000円 × 40倍 = 200,000円
- ・死亡保険金  
日額5,000円 × 100倍 = 500,000円

**給付金合計 800,000円**

### ■心筋梗塞で手術(直視下心臓内手術:給付倍率40倍)を受けた後、集中治療室にて20日間入院し、その後一般病棟で15日間入院した場合

- ・疾病入院給付金  
日額5,000円 × 35日間 = 175,000円
- ・集中治療給付金  
日額5,000円 × 20日間 = 100,000円
- ・手術給付金  
日額5,000円 × 40倍 = 200,000円
- ・手術後療養給付金  
日額5,000円 × 10倍 = 50,000円

**給付金合計 525,000円**

## 一時払保険料例(60歳加入)

【保険契約の型】 A型

【保険期間】 70歳満了または80歳満了

【入院給付金の型】 2-124日型

【払方】 全期前納

単位:円

保険年齢	70歳満了		80歳満了	
	入院給付金日額 3,000円 死亡・高度障害保険金額 30万円	入院給付金日額 5,000円 死亡・高度障害保険金額 50万円	入院給付金日額 3,000円 死亡・高度障害保険金額 30万円	入院給付金日額 5,000円 死亡・高度障害保険金額 50万円
60歳(男性)	443,900	739,900	1,235,550	2,059,250
60歳(女性)	420,460	700,700	1,156,200	1,927,000
61歳(男性)	414,180	690,360	1,213,240	2,022,060
61歳(女性)	392,180	653,640	1,134,440	1,890,740

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢60歳=満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで

●記載の保険料は、令和2年1月1日時点の基礎率により計算されています。実際の保険料はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料も改定されることがあります。

※上表以外の保険年齢に該当する方および入院給付金日額(2,000円・4,000円)をご希望の方は、引受生命保険会社までお問い合わせください。

## 加入資格

- 加入資格 (1) 70歳満了「拋出型企業年金保険」に本人の退職日直前までご加入の保険年齢65歳までの本人および配偶者  
(2) 80歳満了「拋出型企業年金保険」に本人の退職日直前までご加入の保険年齢66歳までの本人および配偶者  
※ご加入の機会には本人の退職時の1回限りとなります。
- ※引受生命保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
- ※ご加入にあたっては、健康状態に関する告知書の提出が必要です。
- ※申込時に健康状態に関する告知が必要で、健康状態によっては、ご加入できない場合があります。
- 内容の詳細は正規パンフレット(明治安田の医療保険コースのご案内)をご確認ください。
- ご検討にあたっては、「契約概要」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

# フコク生命の医療保険コース

明治安田またはフコク生命いずれかの選択となります

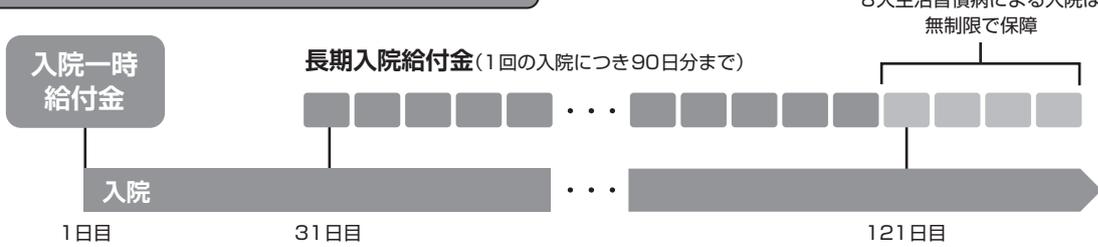
引受保険会社：  
富国生命保険相互会社

<医療保険(有配当/2022)>

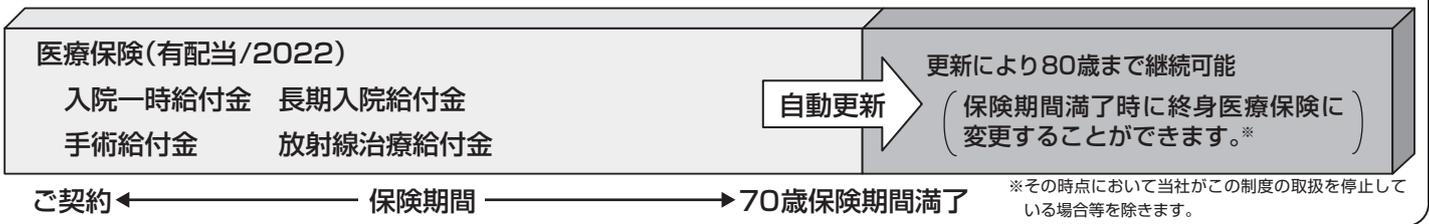
## 特長

- 入院一時給付金を日帰り入院\*からお支払いします。さらに、入院日数が30日を超えた場合は、その超えた分の日数に応じて長期入院給付金をお支払いします。  
※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院の有無は入院基本料の支払いの有無などを参考にして当社が判断します。
- 8大生活習慣病\*の場合、入院一時給付金、長期入院給付金ともに無制限でお支払いします。  
※8大生活習慣病  
①がん(上皮内新生物等を含む) ②心疾患 ③脳血管疾患 ④高血圧性疾患 ⑤糖尿病 ⑥腎疾患 ⑦肝疾患 ⑧脾疾患
- Aコース(保険期間15年)、Bコース(保険期間10年)の2コースがあり、それぞれ入院一時給付金額:10万円・長期入院給付金日額:3,000円、入院一時給付金額:15万円・長期入院給付金日額:5,000円の2コースがあります。

### 入院一時給付金・長期入院給付金の支払イメージ



### 仕組図[60歳でBコース(保険期間10年)にご加入された場合の例]



### 給付金の名称、支払事由、支払額、支払限度(入院一時給付金額:15万円・長期入院給付金日額:5,000円の場合)

給付金の名称	支払事由	支払額	支払限度
入院一時給付金	病気またはケガで1日以上入院したとき。	15万円	1回の入院につき1回 通算100回*1
長期入院給付金	入院一時給付金の支払事由に該当し、1回の入院における入院日数が30日を超えたとき。	5,000円 ×(入院日数-30日)	1回の入院につき90日*1 通算1,000日*1
手術給付金	公的医療保険または先進医療による手術を受けたとき。*2	入院中の手術:75,000円 (入院一時給付金額×50%) 外来の手術:30,000円 (入院一時給付金額×20%)	—
放射線治療給付金	公的医療保険または先進医療による放射線治療を受けたとき。	75,000円*3 (入院一時給付金額×50%)	—

- \*1 8大生活習慣病による入院については、支払限度到達後も給付金を支払います。
- \*2 ①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマンなど、一部支払いの対象外となる手術があります。
- \*3 60日間に1回の給付を限度とします。

### 一括払保険料例(60歳加入)

契約年齢	Aコース(15年満期)		Bコース(10年満期)	
	入院一時給付金額10万円 長期入院給付金日額3,000円	入院一時給付金額15万円 長期入院給付金日額5,000円	入院一時給付金額10万円 長期入院給付金日額3,000円	入院一時給付金額15万円 長期入院給付金日額5,000円
60歳(男性)	839,304円	1,281,479円	500,237円	763,573円
60歳(女性)	580,226円	884,118円	344,207円	523,572円

### 加入資格

医療保険加入時に健康で正常に勤務し、Aコースは満50歳以上65歳以下で退職された方とその配偶者で満45歳以上65歳以下の方、Bコースは満50歳以上70歳以下で退職された方とその配偶者で満45歳以上70歳以下の方とします。ただし、配偶者のご加入は、ご本人が加入申込されることが条件です。また配偶者は、ご本人の保障額を上回る契約はできません。加入に際しては健康状態に関する告知が必要です。告知の内容によっては加入いただけないことがあります。

- 本資料は商品の概要や代表事例を示しており、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。
- ご検討にあたっては、「契約概要」「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当該資料の内容は、2024年7月時点の当社商品、普通保険約款等にもとづいて記載しております。今後、商品・普通保険約款等について変更があった場合には、当該資料の記載内容と異なる条件でのお引受けとなる可能性もございますので、ご留意ください。

## 5 手続き方法について

### 1. 必要書類

※50歳未満の方は一時金受取のみの取扱いとなります。

必要(提出)書類	退職者用積立年金 保険給付金 請求書	マイナンバー 申告書	マイナンバー添付 書類(通知カード コピー、個人番号 カードコピー、個 人番号が記載され た住民票コピー)
<b>一時金受取の場合</b>			
従来型、個人年金型いずれかまたは 両方の一時金受取額が100万円を 超える場合	○	○	○
従来型、個人年金型のいずれも一時 金受取額が100万円を超えない場合	○	—	—
<b>年金保険コース選択の場合</b>			
年金受取の年額が20万円を超える場合※ または従来型、個人年金型いずれかま たは両方の一時金受取額を含むコース 選択充当金額(医療保険の保険料)が 100万円を超える場合	○	○	○
上記に該当しない場合	○	—	—
<b>医療保険コース選択の場合</b>			
退職者用積立年金保険給付金請求書の選択欄のEに☑いただき、各区の福利係へご提出ください。 なお、コース選択会にて、それぞれの会社が指定する書類のお手続きが別途必要となります。			

※<年金受取の年額が20万円を超える場合の目安(例)>

15ページ記載の月額計算シートの計算方法に基づき算出しています。

記載の数値は概算の目安(例)となりますのでご注意ください。

10年確定年金 : 年金原資 約190万円

15年確定年金 : 年金原資 約276万円

20年確定年金 : 年金原資 約357万円

10年保証期間付終身年金 : 年金原資 約398万円(令和7年9月15日時点で60歳男性の場合)

: 年金原資 約458万円(令和7年9月15日時点で60歳女性の場合)







# 6 受取年金月額計算シート

【計算例】

60歳男性、従来型積立金額 1,000万円、退職時一時払積立金額 300万円  
 コース選択内容：据置期間 7年、20年確定年金(定額型)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{積立金額} \\ \text{約 } 10,000,000 \text{円} \end{array} + \left( \begin{array}{l} \text{退職時一時払積立金額} \\ \text{3,000,000円} \end{array} \times 0.987 \right) \right] \times \begin{array}{l} \text{据置計算率} \\ \text{1.0828} \end{array}$$

みんなのMYポータル等で自身の積立残高を確認

積立金額から約1.3%の保険事務費を控除します。<小数点以下切捨て>

据置年数に応じた係数を転記  
据置なしの場合は1

$$= \begin{array}{l} \text{年金原資} \\ \text{約 } 14,034,170 \text{円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{年金ファンド} \\ \text{2,147,450円} \end{array}$$

<円未満切捨て>

年金種類に応じたファンドを転記

$$= \begin{array}{l} \text{受取年金月額} \\ \text{約 } \mathbf{6.5} \text{万円} \end{array}$$

## 【年金ファンド】

年金種類(受取年数)	年齢	性別	年金ファンド	
			年金の型	
			定額型	逓増型
10年確定年金	-	-	1,140,330円	1,391,070円
15年確定年金	-	-	1,659,530円	2,221,130円
20年確定年金	-	-	2,147,450円	3,123,190円
10年保証期間付終身年金	60歳	男性	2,389,280円	3,202,050円
		女性	2,753,130円	3,729,630円

年齢は令和7年9月15日時点の満年齢

## 【据置計算率】

据置期間	従来型	個年型
1年	1.0114	1.0113
2年	1.0229	1.0227
3年	1.0346	1.0343
4年	1.0464	1.0460
5年	1.0584	1.0579
6年	1.0705	1.0699
7年	1.0828	1.0821
8年	1.0952	1.0944
9年	1.1077	1.1069
10年	1.1203	1.1195

(ご参考)

60歳以外のご年齢(10年保証期間付終身年金)の場合の年金ファンド

年齢	男性		女性	
	定額型	逓増型	定額型	逓増型
55歳	2,753,130円	3,729,620円	3,137,130円	4,286,420円
56歳	2,680,770円	3,624,700円	3,061,600円	4,176,900円
57歳	2,608,190円	3,519,460円	2,985,420円	4,066,440円
58歳	2,535,320円	3,413,790円	2,908,570円	3,955,010円
59歳	2,462,320円	3,307,950円	2,831,120円	3,842,710円
60歳	2,389,280円	3,202,050円	2,753,130円	3,729,630円
61歳	2,316,410円	3,096,380円	2,674,730円	3,615,940円
62歳	2,243,860円	2,991,190円	2,595,990円	3,501,770円
63歳	2,171,840円	2,886,750円	2,516,930円	3,387,130円
64歳	2,100,510円	2,783,320円	2,437,670円	3,272,210円
65歳	2,030,000円	2,681,080円	2,358,310円	3,157,130円

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

内容の詳細は、「団体契約保険のご案内」をご確認ください。

## ご自身の「受取年金月額」を計算してみましょう

## 〈試算①〉(従来型)

$$\left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{積立金額} \\ \hline \text{約} \quad \text{円} \\ \hline \end{array} + \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職時一時払積立金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times 0.987 \right) \right]^* \times \begin{array}{|c|} \hline \text{据置計算率} \\ \hline \end{array}$$

みんなのMYポータル等でご自身の積立残高を確認

積立金額から約1.3%の保険事務費を控除します。  
<小数点以下切捨て>

据置年数に応じた係数を転記  
据置なしの場合は1

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{年金原資} \\ \hline \text{約} \quad \text{円} \\ \hline \end{array} \begin{array}{l} \text{<円未満切捨て>} \\ \downarrow \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金原資} \\ \hline \text{約} \quad \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{年金ファンド} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

年金種類に応じたファンドを転記

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{受取年金月額} \\ \hline \text{約} \quad \text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※医療保険コースを希望される方は、[ ]内の計算結果から医療保険コースの保険料を引いた上で、年金原資および受取年金月額を計算してください。

## 〈試算②〉(個人年金型)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{積立金額} \\ \hline \text{約} \quad \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{据置計算率} \\ \hline \end{array}$$

みんなのMYポータル等でご自身の積立残高を確認

据置年数に応じた係数を転記  
据置なしの場合は1

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{年金原資} \\ \hline \text{約} \quad \text{円} \\ \hline \end{array} \begin{array}{l} \text{<円未満切捨て>} \\ \downarrow \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金原資} \\ \hline \text{約} \quad \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{年金ファンド} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

年金種類に応じたファンドを転記

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{受取年金月額} \\ \hline \text{約} \quad \text{万円} \\ \hline \end{array}$$

## 7 よくあるお問い合わせ

Q1～3の詳細はP6「税務の取扱い」をご参照ください。

Q 1 年金に税金がかかると聞きました。受取金額全額が対象ですか？

**A** 年金額から払込保険料相当額を差し引いた残高が雑所得として課税の対象となります。

Q 2 自分が貯めたお金について、確定申告をしなければならないのはなぜですか？

**A** お支払いいただいた保険料に対する増加分が所得となるためです。年金での受取りの場合、所得区分は雑所得（その他）となります。一時金での受取りの場合、一時所得となります。確定申告によりほかの所得と合わせて税額の調整が必要です。

確定申告等税法上の取扱いについては最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q 3 年金受給を開始しました。源泉徴収はされますか？

**A** 課税対象額が25万円以上の場合、源泉徴収されます。

Q 4 年金証書を受け取りました。年金種類を変更したいのですが？

**A** お受取方法を選択いただいた後のお受取りの内容（年金の種類、支払期間、年金の型）変更はできません。

Q 5 今、受け取っている年金を一時金で受け取ることはできますか？

**A** 年金種類によってお取扱いが異なります。

### 年金受給者が残りの年金を一括して受け取る場合

#### 確定年金をお受取り中の方の場合

■ 年金受給中に残りの年金を一括して受け取る

- ・年金受給期間満了までの残余期間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。

#### 保証期間付終身年金をお受取り中の方の場合

■ 残余保証期間の年金を一括して受け取る

- ・保証期間満了までの残余期間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。ただし、保証期間経過後の年金を一括して受け取ることはできませんのでご注意ください。
- ・保証期間満了後、年金受給者がご存命の場合、生存確認手続きの後、年金のお支払いが再開されます。
- ・保証期間中にお受取りになる年金と一時金の合計額は、保証期間経過後の年金のお支払いに対する積立金を含んでいませんので、お客さまが積立てられた積立金額（年金原資）よりも少ない金額となる場合があります。

**Q 6 年金の積立金から一部を引き出すことはできますか？****A** 一部を引き出すことはできません。**Q 7 年金受給中に死亡した場合、だれがこの年金を受け取るのですか？****年金受給者がお亡くなりになった場合****確定年金を受け取られていた場合****■ 年金受給者がお亡くなりになったとき**

- ・年金受給権は年金継続受取人（遺族）に引き継がれます。年金継続受取人（遺族）は、残余保証期間内の支払われていない年金に対する積立金相当額を年金または一時金として受け取ることができます。

1. 継続して年金で受け取る場合
  - ・保証期間満了まで引き続いて年金をお支払いします。
2. 一時金（一括）で受け取る場合
  - ・保証期間満了までの残余時間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。

**保証期間付終身年金を受け取られていた場合****■ 保証期間中に年金受給者がお亡くなりになったとき**

- ・年金受給権が年金継続受取人（遺族）に引き継がれます。年金継続受取人（遺族）は、支払われていない残余保証期間中の年金のお支払いに対する積立金相当額を年金または一時金として受け取ることができます。

1. 継続して年金で受け取る場合
  - ・保証期間満了まで引き続いて年金をお支払いします。
2. 一時金（一括）で受け取る場合
  - ・保証期間満了までの残余時間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。

**■ 保証期間満了後に年金受給者がお亡くなりになったとき**

- ・年金継続受取人に次回年金支払応当日の前月までの年金をお受取りいただきます。

**Q 8 年金受取日が休日（土・日・祝日）の場合はどうなるのですか？****A** 送金日は翌営業日になります。**Q 9 61歳の場合、10年保証期間付終身年金に必要な年金原資はいくらですか？****A** 10年保証期間付終身年金を希望される方は必要な年金原資額が年齢により異なりますのでP15の下段（ご参考）をご確認ください。

## 8 ご参考（昨年のコース選択状況）

### 受取方法

#### <従来型>

一時金	年金保険コース			10年保証期間付 終身年金	医療保険 コース
354件	確定年金				
	10年	15年	20年	10件	3件
	170件	39件	29件		
238件					

#### <個人年金型>

一時金	年金保険コース			10年保証期間付 終身年金
211件	確定年金			
	10年	15年	20年	7件
	130件	23件	17件	
170件				

### 据置の有無

#### <従来型>

据置なし	据置あり
72件	176件

#### (内訳 据置あり)

1～4年	5年	6～9年	10年
69件	55件	26件	26件

#### <個人年金型>

据置なし	据置あり	
	125件	
	60歳未満	60歳以上
52件	77件	48件

#### (内訳 据置あり)

1～4年	5年	6～9年	10年
53件	38件	17件	17件

#### 「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

#### <積立年金保険>

#### 「個人情報に関する取扱いについて」

#### <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

## お問い合わせ先（土日祝日、年末年始を除く 9:00～17:00）

年金保険コース

年金受給開始前（遺族からの請求含む）…明治安田生命保険相互会社 公 法 人 第 一 部 TEL:03-6259-0032

医療保険コース……………明治安田生命保険相互会社 TEL:03-6259-0032

富国生命保険相互会社 TEL:03-3593-7426